

/禁複写/

会社法 定款チェックシート(基本的確認事項)

定款確認事項

原始定款はありますか？	有	無(要作成)		
最新の定款はありますか？	有	無(要作成)		
定款記載事項と現状とに相違点はありますか？	有(要変更)	無		
登記事項証明書はありますか？	有	無(要取寄)		
株式の譲渡制限の定めはありますか？	有	無		
すべての株式についての譲渡制限の定めはありますか？	有	有に変更	無	検討中
株券不発行の定めはありますか？	有	無		

有限会社確認事項

会社形態をどのようにしたいと思っていますか？	特例有限会社として存続	株式会社へ移行	検討中
------------------------	-------------	---------	-----

株式譲渡制限会社確認事項(は公開会社にも当てはまります)

取締役会を設置しますか？	する	しない	検討中
取締役の人数は何人にしますか？	人	検討中	
取締役の任期は何年にしますか？	年	検討中	
監査役を設置を設置しますか？設置する場合は任期は何年にしますか？	年	検討中	
今、機能していますか？	はい	いいえ	
報酬は払っていますか？	はい	いいえ	
会計参与を設置しますか？	する	しない	検討中

その他の説明事項

会社法施行日以降に終了する事業年度から、計算書類の範囲やその様式・表示等が変更になりました
定款に定めれば、相続や合併により譲渡制限株式を取得した者に対して株式の売渡しを請求できるようになりました
株式会社は定款に定める方法により決算公告が義務づけられています

定款チェックシート 補足資料

原始定款はありますか？

- ・定款の絶対的記載事項が変わりました

旧商法166条	会社法27条
目的	目的
商号	商号
会社が発行する株式総数	-
会社の設立に際して発行する株式の総数	-
本店の所在地	本店の所在地
-	設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
会社が公告をなす方法	-
発起人の氏名および住所	発起人の氏名または名称および住所

株券不発行の定めはありますか？

- ・不発行の定め有 念のために本当に株式を発行していないか確認。もし発行していたら定款変更が必要です
- ・不発行の定め無 会社法施行時に株式を発行する旨の定めがあるものとみなされます。発行しない場合は定款変更及び登記が必要です

経営者は、会社形態をどのようにしたいと思っていますか？

- ・メリット、デメリット

	特例有限会社として存続する場合	株式会社へ移行する場合
メリット	役員の任期規制がない 決算公告義務がない 計算書類等の備置義務がない	対取締役に対して信用力が優る 従業員が採用しやすくなる 金融機関等からの資金調達が図りやすくなる 株式公開を展望できる
デメリット	官公庁の受注などで不利 従業員採用面で不利 全株式に常に譲渡制限が存在することになり、常に公開会社とはならない 金融機関等からの資金調達に不利	役員の任期規制が生じる 決算公告義務が生じる 計算書類等の備置義務が生じる

・特例有限会社の解散登記には3万円、及び株式会社の設立登記には資本金額×1.5/1000(最低3万円)の登録免許税が必要です

取締役会を設置しますか？

- ・株式譲渡制限会社では取締役会の設置が任意です
- ・取締役会を設置すると監査役も設置しなくてはなりません
- ・取締役会は最低3カ月に一度は開催しなくてはなりません

取締役の人数は何人にしますか？

- ・取締役会を設置しない会社は1人以上、設置する会社は3人以上必要です

取締役の任期は何年にしますか？

- ・原則2年、定款変更により最長10年まで延長できます(参考/会社設立のときの任期は1年とされていた従来の規定は廃止されました)
- ・延長するメリット 再任の際の経費が削減できる
- ・延長するデメリット 解任された取締役より、解任によって被った損害の賠償を請求される可能性がある
変更登記を失念する可能性がある。なお12年間放置すると会社解散になるので注意が必要

(取締役会のまとめ)

	取締役会設置会社	取締役会非設置会社
機関設計	監査役・会計参与・委員会のいずれかの設置が必要 取締役は3名以上	監査役・会計参与・委員会を一切設置しないことが可能 取締役は1名以上

株主総会に関する規律の主な違い

権限	法令又は定款に定めた事項に限り決議することができる	会社に関する一切の事項について決議することができる
召集通知発送期限	株主総会の日1週間前	原則、株主総会の日1週間前、定款により短縮可能
召集通知の方式	書面または電磁的方法	口頭も可(書面投票及び電磁的方法による議決権行使を認める場合を除く)
株主提案権	総株主の100分の1以上又は300個以上の議決権	持株要件なし
不統一行使	3日前までに事前通知	事前通知不要
計算書類備置	定時株主総会の日2週間前から	定時株主総会の日1週間前から

業務執行に関する規律の主な違い

業務執行権限	代表取締役、業務執行取締役	各取締役
代表権	代表取締役	代表取締役を選定した場合を除き、各取締役
取締役会への報告義務	代表取締役及び業務執行取締役につき取締役会への報告義務あり	なし

監査役を設置しますか？設置する場合は任期は何年にしますか？

- ・取締役会設置の場合には監査役が必要です(会計参与設置の場合を除く)
- ・原則4年、定款変更により最長10年まで延長できます(参考/会社設立のときの任期は1年とされていた従来の規定は廃止されました)
- ・現状をみて全く機能しておらず、報酬の支払いもないのであれば設置は不要です

会計参与を設置しますか？

- ・設置は任意ですが、設置した場合には、その旨及び氏名又は名称の登記が必要です
- ・会計参与の任期は原則2年、ただし定款変更により最長10年まで延長できます
- ・メリット
 - 金融機関からの融資を受けやすくなり、また金利面でも優遇される
 - 建設業等の審査が通りやすくなる
 - 株主総会の決算報告を参与にもらえる
- ・デメリット
 - コストがかかる
 - 会計上の制約が厳しくなる(減価償却の先送り不可等節税対策が難しくなる場合がある)